

第6期越谷市障がい福祉計画
第2期越谷市障がい児福祉計画
(骨子案)

目次

1 計画の基本的な考え方.....	1
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	2
(3) 計画の期間.....	4
(4) 基本理念.....	4
(5) 国の基本指針について.....	5
(6) 計画の策定にあたって.....	6
2 計画の成果目標.....	7
3 サービスの見込量と見込量確保のための方策.....	11

※ 本計画書での「障害者」、「障害」の表記について

「障害者」、「障害」の表記について、法令等に基づくものや固有名詞などを除き、原則として「障がい者」、「障がい」と表記します。

※ 本計画書での「障がい者」、「障がい児」、「障がい者等」について

「障がい者」は18歳以上の障がい者を、「障がい児」は18歳未満の障がい児を、「障がい者等」は18歳以上の障がい者及び18歳未満の障がい児をそれぞれ表すものとします。

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成28年3月に策定した「第4次越谷市障がい者計画」において掲げた「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」の基本理念に基づき、各種障がい福祉施策を進めてきました。

また、平成30年3月には、障害者総合支援法^{※1}及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保に関する事項について定める「第5期越谷市障がい福祉計画・第1期越谷市障がい児福祉計画」を策定し、効率的・効果的な障がい者等への支援体制の充実を図ってきました。

「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」の策定に際し、国から提示された基本的な指針^{※2}においては、地域生活を希望する障がい者が地域での暮らしを継続することができるような体制の確保や地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築、障害福祉サービス等の提供を担う人材の確保等についての考え方が追加されています。また、障害者文化芸術活動推進法^{※3}や読書バリアフリー法^{※4}の施行など、障がい者の社会参加の促進に係る法整備も進んでいることを踏まえ、障がい者の社会参加を支える取組みも求められています。

本市では、国の基本的な指針をはじめとする国・県の法制度や動向や本計画と同時に策定している「第5次越谷市障がい者計画」等を踏まえ、「第6期越谷市障がい福祉計画・第2期越谷市障がい児福祉計画」を策定し、引き続き、総合的な障がい者等への支援体制の確立を目指します。

※1 障害者総合支援法（正式名称「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）：障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本理念に基づき、福祉サービス等について、一元的に提供する仕組みとして施行されている法律です。

※2 基本的な指針（正式名称「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）：令和2年5月19日に改正。障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくもので、都道府県や市町村が「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を定めるにあたり、即すべき事項について規定されています。

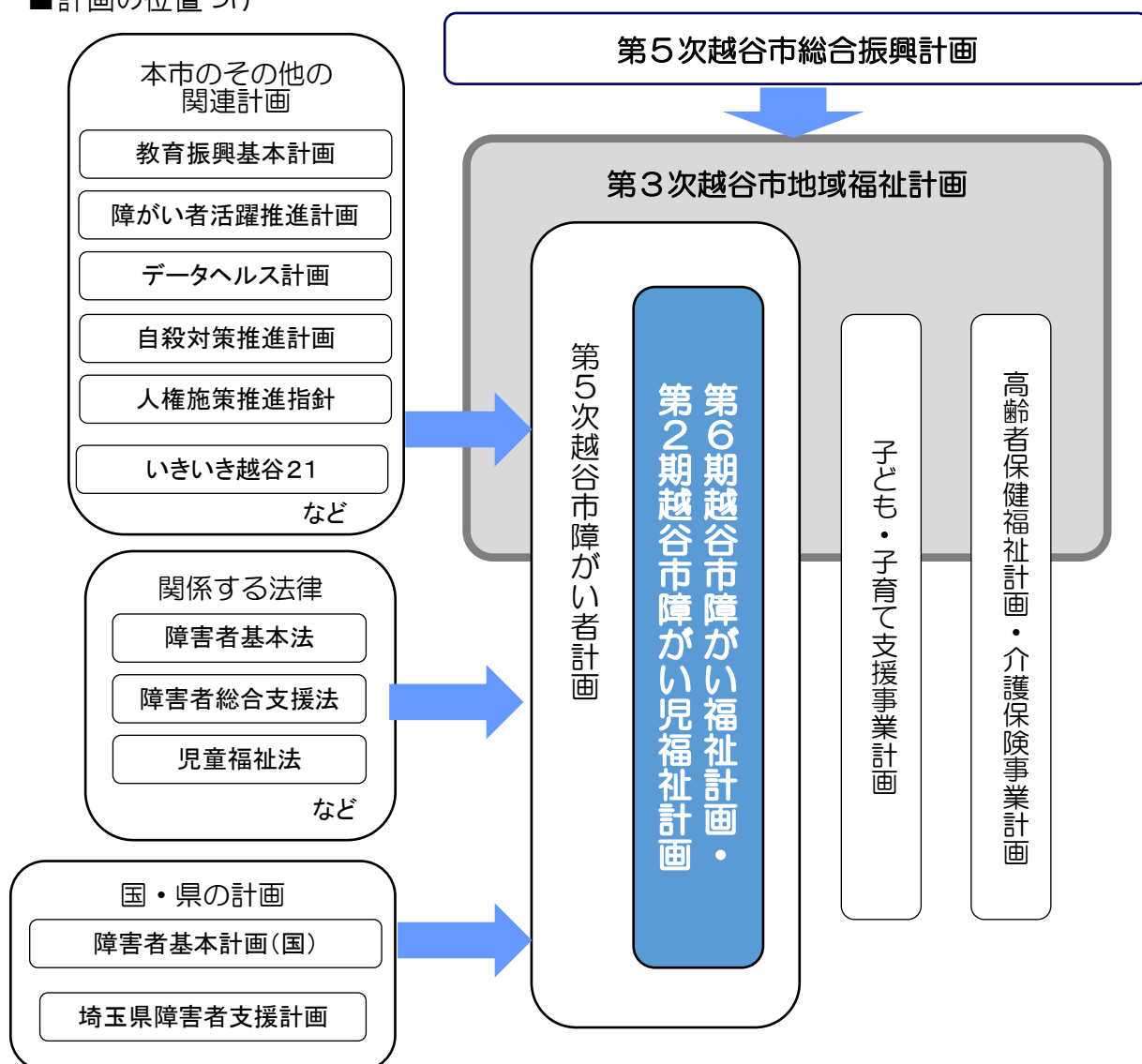
※3 障害者文化芸術活動推進法（正式名称「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」）：平成30年6月13日に公布、施行。障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする法律です。

※4 読書バリアフリー法（正式名称「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」）：令和元年6月28日に公布、施行。書籍について、視覚による表現の認識が困難な障がい者の読書環境の整備を計画的に推進することを目的とする法律です。

(2) 計画の位置づけ

- ① 本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「第6期越谷市障がい福祉計画」及び「第2期越谷市障がい児福祉計画」を一体のものとして策定するものです。
- ② 本計画は、本市の障がい者の福祉について、その理念や方針、施策の方向を明らかにする「第5次越谷市障がい者計画」に掲載されている障がい福祉施策のうち、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する事項を定めるものです。本計画の策定にあたっては、「第5次越谷市障がい者計画」と整合を図ったものとします。
- ③ 本計画は、国の「障害者基本計画」、県の「障害者支援計画」を踏まえるとともに、本市の関連分野の各計画との連携・調整を図ったものとします。

■ 計画の位置づけ



～障がい福祉に関する計画の策定する法的根拠及び計画において定める事項～

① 越谷市障がい福祉計画（本計画）

障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に沿って、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

障がい福祉計画策定の根拠 ～障害者総合支援法第八十八条より～

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

【定めなければならない項目】

- 1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

② 越谷市障がい児福祉計画（本計画）

児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、国の基本指針に沿って、障害児通所支援や、障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

障がい児福祉計画策定の根拠 ～児童福祉法第三十三条の二十より～

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

【定めなければならない項目】

- 1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

③ 越谷市障がい者計画

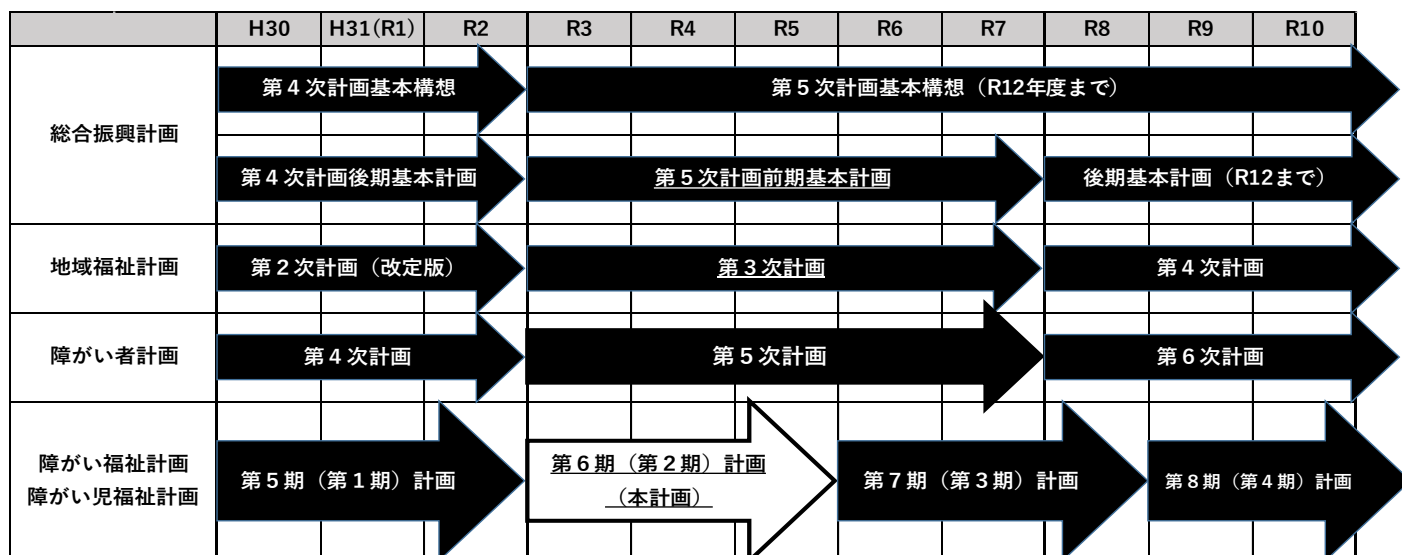
障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本市の障がい者の福祉について、その理念や方針、施策の方向を明らかにする部門別計画として策定するものです。

障がい者計画策定の根拠 ～障害者基本法第十一条より～

- 3) 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(3) 計画の期間

本計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までを計画期間とし、最終年度となる令和5年度には、3年間の成果を踏まえ次年度から始まる次期計画を策定する予定です。



(4) 基本理念

本市の障がい者の福祉について、その理念や方針、施策の方向を明らかにする「第5次越谷市障がい者計画」では、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を基本理念としています。

本計画は、「第5次越谷市障がい者計画」に掲載している障がい福祉施策のうち、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関する実施計画として位置付けられています。

このことから、本計画は、「第5次越谷市障がい者計画」の基本理念を踏襲することとします。

基本理念

**障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、
ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会**

(5) 国の基本指針について

本計画の策定にあたっては、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成に当たって国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に掲げられている以下の事項も踏まえています。

国の基本指針で掲げられている考え方（項目名を抜粋）

1 基本的理念

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組み
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保
- (7) 障がい者の社会参加を支える取組み

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- (1) 訪問系サービスの保障
- (2) 日中活動系サービスの保障
- (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- (5) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実
- (6) 依存症対策の推進

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- (1) 相談支援体制の整備
- (2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- (3) 発達障がい者等に対する支援
- (4) 協議会の設置等

4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- (1) 地域支援体制の構築
- (2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- (3) 地域社会への参加・包容の推進
- (4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- (5) 障害児相談支援の提供体制の確保

(6) 計画の策定にあたって

策定にあたり、学識経験者や地域の福祉関係者、公募市民等で構成される越谷市社会福祉審議会の障害者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会の両分科会を合同開催し、意見を聴くとともに、相談支援事業関係者、障害福祉サービス事業関係者等により構成される越谷市障害者地域自立支援協議会の意見を聴き、策定に反映しています。

また、パブリックコメントにより、計画案に対する市民の意見を募集しました。実施にあたっては、本市の広報紙やホームページ等を活用し、広く市民に周知しました。

さらに、障がい者等、市民のニーズについては、令和元年度に実施した越谷市障がい者計画及び越谷市障がい福祉計画策定に向けてのアンケート調査の結果も、計画に反映しています。

本計画における「成果目標」については、国の基本指針及び埼玉県の考え方を踏まえ、地域の実情にあわせて設定します。次回の会議において事務局で作成した本市の目標（案）をお示しします。

2 計画の成果目標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応するため、国の基本指針に基づき、令和5年度を目標年度とする必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を設定します。

国の基本指針では、以下のとおり成果目標を設定することを求めています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行（継続項目）

国の基本指針では、福祉施設の入所者の地域生活への移行を進める観点から、令和5年度末までの地域生活に移行する人数等について、以下のとおり目標を設定することとしています。

- 令和5年度末までの施設入所者の地域生活移行数
→令和元年度末の施設入所者数の6%以上とする。
- 令和5年度末における施設入所者数
→令和元年度末の施設入所者数から1.6%以上削減する。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（拡充項目）

国の基本指針では、精神障がい者（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。以下同じ。）が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について今後も計画的に推進するため、以下の目標を設定するものとしています。

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
→316日以上とすることを基本とする。
- 精神病床における1年以上長期入院患者数
→65歳以上、65歳未満で設定する。
- 精神病床における早期退院率
→3か月時点69%以上、6か月時点86%以上、12か月時点92%以上とする。

※ 本項目において、本市が設定する目標値は、埼玉県と調整のうえ決定します。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実（拡充項目）

国の基本指針では、地域生活支援拠点等の整備及びその機能の充実について、以下のとおり目標を設定することとしています。

- 令和5年度末までに、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保する。
- 地域生活支援拠点等の機能充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等（拡充項目）

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労へ移行した人数等について以下のとおり目標を設定することとしています。

[就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標]

- 令和5年度中に福祉施設から一般就労へ移行した人数
→令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。
- 就労移行支援事業の令和5年度中の一般就労への移行した人数
→令和元年度実績の1.30倍以上とする。
- 就労継続支援A型の令和5年度中の一般就労への移行した人数
→令和元年度実績の1.26倍以上とする。
- 就労継続支援B型の令和5年度中の一般就労への移行した人数
→令和元年度実績の1.23倍以上とする

[就労定着支援事業に関する目標]

- 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業の利用者数
→7割とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数
- →7割以上とする。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等（拡充項目）

国の基本指針では、障がい児支援の提供体制の整備等について、以下のとおり目標を設定することとしています。

[障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築について]

- 児童発達支援センターの設置
→令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一か所以上設置する。
- 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
→令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

[重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について]

- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保
→令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも一か所以上確保する。
- 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保
→令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも一か所以上確保する。
- 医療的ケア児等のための関係機関の協議の場の設置
→令和5年度末までに、各圏域及び各市町村に設置する。
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
→令和5年度末までに、各圏域及び各市町村において配置する。

(6) 相談支援体制の充実・強化等（新規項目）

国の基本指針では、更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組みとして、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組みを着実に進めて行くため、以下のとおり目標を設定することとしています。

- 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制を確保する。取組みの実施にあたっては基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。

【取組み内容】

- ① 総合的、専門的な相談支援
- ② 地域の相談支援体制の強化
 - ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
 - ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援
 - ・地域の相談機関との連携強化

(7) 障害福祉サービス等の質の向上させるための取組みに係る体制の構築（新規項目）

国の基本指針では、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組みとして、以下のとおり目標を設定することとしています。

- 令和5年度末までに、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する。

【取組み内容】

- ① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- ② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
- ③ 指導監査結果の関係市町村との共有

3 サービスの見込量と見込量確保のための方策

本計画では、成果目標に関連する活動指標として、以下に掲げる障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障がい児支援のサービスの種類ごとに令和3年度から令和5年度までの必要な量の見込みと見込量確保のための方策について記載します。

本計画における「見込量」については、令和元年度に実施したアンケート調査や令和2年9月現在の当該サービスの利用実績等に基づき算出します。次回の会議において事務局で算出した見込量をお示しします。

障害福祉サービス等の一覧

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画		
■訪問系サービス		
◆ 居宅介護	◆ 同行援護	◆ 重度障害者等包括支援
◆ 重度訪問介護	◆ 行動援護	
■日中活動系サービス		
◆ 生活介護	◆ 就労移行支援	◆ 就労定着支援
◆ 自立訓練（機能訓練）	◆ 就労継続支援（A型）	◆ 療養介護
◆ 自立訓練（生活訓練）	◆ 就労継続支援（B型）	◆ 短期入所 （福祉型・医療型）
■居住・施設系サービス		
◆ 自立生活援助	◆ 共同生活援助 （グループホーム）	◆ 施設入所支援
■相談支援		
◆ 計画相談支援	◆ 地域移行支援	◆ 地域定着支援
■地域生活支援事業		
◆ 理解促進・研修啓発事業	◆ 日常生活用具給付事業	
◆ 自発的活動支援事業	◆ 手話奉仕員養成研修事業	
◆ 相談支援事業	◆ 移動支援事業	
◆ 成年後見制度利用支援事業	◆ 地域活動支援センター事業	
◆ 成年後見制度法人後見事業	◆ 専門性の高い意思疎通支援に係る事業	
◆ 意思疎通支援事業		
■障がい児支援		
◆ 児童発達支援	◆ 障害児相談支援	
◆ 放課後等デイサービス	◆ 保育所等訪問支援	